

公表第8号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査並びに同条第7項に基づく出資団体及び財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成30年4月25日

| | |
|----------|------|
| 久留米市監査委員 | 中島年隆 |
| 久留米市監査委員 | 樋口明男 |
| 久留米市監査委員 | 市川廣一 |
| 久留米市監査委員 | 大熊博文 |

財政援助団体監査報告（1）

第1 監査の対象団体、期間及び指摘事項等件数

| 対象団体 | 期 間 | 指摘事項 件数 | 意見 件数 |
|-----------------------|---------------------------|------------|----------|
| 社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会 | 平成30年1月16日 ～平成30年4月27日 | 2 | 0 |

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成28年度及び平成29年度の財政援助に係る事業について、当該事業は、援助の目的・条件に従って実施されているか、会計経理に誤りが無いかなどを主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第3 財政援助の内容

- 1 財政援助の名称（所管部局）
社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会補助金（健康福祉部）
- 2 財政援助の目的
社会福祉協議会へ補助金を交付することにより、地域福祉の増進を図ることを目的とする。
- 3 事業費及び財政援助の額（平成28年度決算額）
 - (1) 事業活動費 617,527,112円
 - (2) 援助額 179,464,000円

第4 監査の結果

事務・事業は、財政援助の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正を要する事項が認められた。

指 摘 事 項

- 1 法人単位事業活動計算書について、社会福祉法人会計基準において相殺消去すると規定されているにもかかわらず、計上されている内部取引がある。
- 2 施設の設備機器保守点検について、契約書本文に明記されている保守対象機器と、仕様書に明記されている保守対象機器が、一致していない。

財政援助団体等監査報告（２）

第１ 監査の対象団体、期間及び指摘事項等件数

| 対象団体 | 期 間 | 指摘事項 件数 | 意見 件数 |
|---------------------------|---------------------------|------------|----------|
| 公益財団法人 久留米地域地場産業振興センター | 平成３０年１月１６日 ～平成３０年４月２７日 | １ | １ |

第２ 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成２８年度事業及び平成２９年度の財政援助等に係る事業について、当該事業によって出資目的は達成されているか、援助の目的・条件に従って実施されているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第３ 出資の内容

１ 出資の名称

公益財団法人 久留米地域地場産業振興センター 出資金

２ 設立（出資）の目的

本法人は、久留米地域における地場産業振興のための事業を行うことにより、地場産業の健全な育成及び発展に貢献し、もって活力ある地域経済社会の形成、地域住民の生活向上に寄与することを目的とする。

３ 基本金及び市出資金（平成２９年４月１日現在）

- (1) 基本金 20,223,000円
- (2) 市出資金 5,400,000円

第４ 財政援助の内容

１ 財政援助の名称（所管部局）

公益財団法人 久留米地域地場産業振興センター補助金（商工観光労働部）

２ 財政援助の目的

久留米地域地場産業振興センターの行う事業を総合的に支援し、地場産業の振興及び育成を図ることを目的とする。

３ 事業費及び財政援助の額（平成２８年度決算額）

- (1) 事業活動費 154,617,035円
- (2) 援助額 27,723,000円

第5 監査の結果

事務・事業は、財政援助等の目的に従っておおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正を要する事項が認められた。

指 摘 事 項

補助金の対象となっている事業について、事業報告への記載がないものがある。

意 見

当センターは、地場産業の振興・育成を図るとともに、地域産業と地域住民との相互交流、地場産業がもたらす文化性の向上、広域観光開発等の機能を担うことを目的として設置されているが、構成団体である6市3町（久留米市・八女市・筑後市・大川市・小郡市・うきは市・大刀洗町・大木町・広川町）をはじめ、他の地域の住民等において、センターの認知度の低下傾向が続いていることは否めない。

こうした中で、センターの認知度の向上を図り、地場産品の需要開拓を進めていくためには、ホームページやSNSなどの活用が重要である。例えばセンターの通販サイトについては、地場産品の魅力を効果的にアピールし、需要開拓につなげていくという観点から多くの工夫の余地があると思われるので、国の助成制度の活用の可能性なども併せて、市の所管部局との協議を進められることを望む。

公の施設の指定管理者監査報告（3）

第1 監査の対象団体、期間及び指摘事項等件数

| 対象団体 | 期 間 | 指摘事項 件数 | 意見 件数 |
|--------------------|---------------------------|------------|----------|
| 公益財団法人 久留米市体育協会 | 平成30年1月16日 ～平成30年4月27日 | 3 | 0 |

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成28年度及び平成29年度の公の施設の指定管理に係る事務について、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし、関係書類による照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第3 指定管理の内容

1 指定管理者の名称（所管部局）

公益財団法人 久留米市体育協会（市民文化部）

2 監査対象施設

荘島体育館、西部地区体育館、旭町テニスコート、筑後川漕艇場、善導寺公園相撲場、西田テニスコート、西田体育館、山本運動広場、北野グラウンド、北野テニスコート、北野ゲートボール場、北野筑後川グラウンド、北野武道場、北野体育館、中干出公園内の多目的広場照明設備、大島公園内の多目的広場照明設備、西国分小学校の運動場照明設備、荒木中学校の運動場照明設備

3 指定管理料

平成28年度決算額 30,858,000円

第4 監査の結果

指定管理に係る事務は、関係法令等に準拠し、おおむね適正に執行されていたが、一部について、次のとおり是正を要する事項が認められた。

指 摘 事 項

- 1 指定管理者が清掃、警備等の施設管理業務の一部を第三者へ委託していることに関しては、基本協定において市の承認が必要であると規定されているが、業務の一部を第三者に委託しているものについて、市の承認を得る事務手続きがなされていない。
- 2 修繕に係る契約事務において、2者から見積書を徴取しており、見積金額が同額であったが、その後、一方の業者からのみ再度見積書を徴取し、相手方として決定している。
- 3 管理物件については、基本協定において、指定管理者は善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならないとされており、備品等を常に良好な状態に保つべきであるが、所在が不明なもの、別の施設に移管しているが台帳で把握されていないもの、破損により使用不能となっているものなどがある。